

2019年度事業計画

(自 平成31年4月1日 至 翌年3月31日)

第1 基本方針

本県における平成30年中の刑法犯の認知件数は、6,932件で対前年比1,356件(16.4%)の減少となり、平成15年以降15年連続して減少している。

その一方では、女性・子供が被害に遭う「人身安全関連事案」、高齢者を狙った新たな手口の「振り込め詐欺」、サイバー空間における脅威「サイバー犯罪」が治安課題となっており、県民の身近な犯罪被害が後を絶たない状況にある。

当協会では、熊本県警察が策定した2カ年計画「『安全・安心くまもと』実現計画2018」の重点課題である

- 子供・女性・高齢者の安全と安心の確保
- 創造的復興を支える警察活動の推進

を各種取組活動の重点とし、各地区防犯協会及び関係機関・団体、地域等と連携し、様々な犯罪の態様に応じた犯罪予防対策を講じ、「安全・安心なまちづくり」に向け、広報啓発活動、防犯ボランティア団体の支援等地域防犯対策事業を積極的に推進していくものとする。

第2 地域防犯対策事業(公益1)

1 犯罪防止の広報・啓発事業

(1) 地域防犯活動の推進

ア 全国地域安全運動等の推進

全国一斉に実施される全国地域安全運動を始め、地域安全の広報啓発、防犯意識の向上を図り、安全・安心なまちづくりに向け警察や各地区防犯協会と連携し各種行事や広報啓発活動を推進する。

イ 防犯標語等の募集

全国地域安全運動の実施に伴い、防犯標語、防犯ポスター及び青パト活動写真を幅広く県民に募集し、優秀作品を選考し広報紙「防犯くまもと」に掲載するなど、県民に周知し防犯意識の啓発、浸透に広く活用する。

ウ 青パト活動の推進

各地区防と連携し、地域防犯ボランティアの青パトによる防犯パトロールの積極的な活動を支援する。

本年度は、各地区防の青パト車両に「ドライブレコーダー」の設置促進を積極的に実施する。

(2) 広報啓発活動の推進

ア 広報紙「防犯くまもと」の発行

年4回発行し、地域安全情報・地域防犯活動等を県民に紹介し、防犯意識の向上や地域防犯活動への参画意識を啓発する。

イ 県防連ホームページの積極的活用

広報紙「防犯くまもと」、防犯標語（優秀作品）及び各地区防犯協会等の地域安全活動等を掲載するなどホームページの充実を図る。

ウ SNS等の利用に起因する犯罪被害の防止

SNS等を利用したいじめや児童の福祉を害する犯罪、児童虐待等の被害防止に向けた広報啓発活動を推進する。

エ 広報啓発用防犯資料の活用

各地区防、防犯ボランティア等に対し全防連広報誌「安心な街に」等、各種広報資材の配布や当協会管理の各種犯罪被害防止用DVDの貸出しによる広報啓発を行う。

2 防犯関連団体への支援事業

(1) 次世代防犯ボランティアの育成

全防連主催の「次世代防犯ボランティア育成研修」に参加するとともに、受講者による防犯ボランティア育成の活動、支援を推進する。

(2) 防犯関連団体への支援事業

ア 防犯関連団体への支援事業として

- 各地区防を通じて、地域防犯ボランティア活動用資材の配布
- 熊本県暴力追放運動推進センター活動支援や暴力追放県民大会の後援
- 大学生の防犯ボランティア「防犯若武者ベアーズ」の活動支援
- 大学生等少年ボランティア「少年サポーター」の活動支援
- 大学生の防犯ボランティア「サイバー防犯ボランティア」の活動支援等を推進する。

イ 職域防犯ボランティア団体の結成促進及び活動支援

職域防犯ボランティア団体の結成を支援するとともに、活動マニュアルの斡旋、防犯講話及び活動用資材の支援等を実施する。

3 青少年の健全育成事業

(1) 少年警察ボランティア活動の支援

少年の非行・犯罪被害防止及び健全育成のため、少年警察ボランティア等に対する活動支援や広報啓発資料の作成・配付を行う。

(2) 「肥後っ子の居場所づくり事業」への支援

県警、県少協及び各地区防等が連携して実施する、少年の規範意識の向上と地域社会とのつながりを目的として実施する「肥後っ子の居場所づくり事業」を支援助成する。

(3) 少年柔道剣道錬成大会の開催等

本年8月7日開催予定の第36回熊本県警察少年柔道剣道錬成大会を県警と共催して実施する。

4 防犯機器等の普及事業

(1) 防犯グッズ等各種広報啓発資料等の配布、斡旋

防犯腕章を始めとする防犯活動用資材や防犯グッズの斡旋、防犯活動マニュアルの配布、防犯DVDの貸出等による防犯活動参画の意識啓発を推進する。

5 防犯功労団体・功労者の表彰

(1) 県防連表彰（県防連会長・警察本部長連名表彰）

地域防犯活動に尽力した防犯功労団体・者について、各地区防犯協会長及び警察署長からの推薦を受け、審査の上、県防連定時総会時に表彰する。

(2) 九防連・全防連表彰の上申

各地区防犯協会長及び警察署長からの推薦を受け、防犯功労団体・者を審査の上、九防連・全防連に表彰上申する。

6 地域防犯活動の指導及び実施

(1) 被災地防犯アドバイザー業務の実施

県警の重点課題の一つである「創造的復興を支える警察活動の推進」に伴う県警の委託事業「被災地防犯アドバイザー業務」について

- 仮設団地等における防犯指導、防犯講話の実施
- 生活安全相談への積極的対応と関係機関等と連携した適切な措置
- 関係機関等との連携による情報共有、協働活動の実施

など、被災者に寄り添った安全・安心の確保に向けた活動を推進する。

(2) 犯罪の起きにくい環境づくりの推進

県警と協働して実施する児童・生徒の安全対策事業である、小学校区を選定して通学路等に防犯カメラを設置する「通学路見守り防犯カメラ」設置促進事業を本年度も継続して実施する。

第3 自転車防犯対策事業（公益2）

1 防犯登録業務のシステム改修による業務の効率化

県警察本部では業務の効率化を図るため、防犯登録業務システムを一部改修し本年4月から運用開始することから、これに対応するため、実施要領の一部改正を行い防犯登録業務システムの一部改修、防犯登録カード等の様式変更を行い、本年10月から施行し業務の効率化を図る。

2 適正な業務の推進

(1) 自転車防犯登録制度に基づく適正な業務委託

業務委託契約先の販売店等に対し「防犯登録の手引き」による適切な登録業務の運用について指導を実施する。

(2) 迅速かつ正確な登録業務の実施

自転車防犯登録制度の適正な運用を図るため、迅速かつ正確な登録情報の入力及び警察からの登録情報に関する照会に適正に対応する。

3 消費税増税に伴う適切な対応

本年10月実施される消費税の増税に伴い、増税分を当協会において負担するため、公安委員会の承認を得て販売店の業務委託料を引き上げる。

4 自転車防犯登録の普及・促進

(1) 広報紙「防犯くまもと」を始めとした各種広報活動により、自転車防犯登録の重要性と新規、変更、抹消登録の確実な届出の周知を図る。

(2) 盗難等被害防止対策、早期被害回復を図るため、各地区防と連携しチラシの

作成、キャンペーン等の支援、車両防犯診断の実施など盗難防止に向けた広報啓発活動や駐輪場における環境整備による被害防止対策を推進する。

第4 風俗環境浄化事業（公益3）

1 風俗環境浄化協会業務の推進

熊本県風俗環境浄化協会の活動として、風俗環境に関する苦情処理、違反行為防止に向けた啓発及び風俗環境浄化に向けた民間の自主活動支援等を推進する。

2 県公安委員会からの受託事業の適正な業務推進

(1) 風俗営業管理者講習の実施

ア 3年に1回の受講義務である「風俗営業管理者講習」について、本年度は、熊本市、阿蘇郡市、上益城郡管内を対象に年間実施計画に基づき適正に実施し、風俗営業の法令遵守、暴力団排除及び自主的な風俗環境浄化活動の促進、啓発を推進する。

イ 管理者講習の実施に当たっては、警察本部・警察署と連携し、未受講者に対する受講呼びかけの徹底を図るなど受講率の向上に務める。

(2) 調査業務の実施

風俗営業の許可、承認申請等に伴う調査業務につき、調査員の資質向上を図るとともに、適正かつ厳格な調査を実施する。

(3) 風俗環境浄化事業に付帯する事業の実施

風俗営業者に対し、「従業者名簿」「管理者業務実施簿」の営業所への備え付けを周知し啓発する。

3 風営適正化法の遵守に向けた啓発及び風俗環境浄化活動に対する支援

(1) 「風俗案内所規制条例」、「客引き行為等禁止条例」の啓発

繁華街対策の一環として、風俗案内所を規制する「熊本県風俗案内業の規制に関する条例」及び「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」が、本年4月1日から施行され、これに伴い中央地区防と連携し広報啓発に努め、条例の周知徹底を図る。

(2) 歓楽街の風俗環境浄化のため、風俗営業等関係団体、青少年健全育成団体等と連携し、警察、地区防犯協会が行う繁華街対策等諸活動を支援する。

(3) 熊本県遊技業協同組合が設置する「不正防止対策委員会」が定期的に実施する遊技場に対する立入検査に検査員の一人として従事し、不正防止啓発を推進する。

第5 AMマーク販売事業（収益事業）

1 AMマークの作成・販売

地域防犯対策に寄与する地域防犯協賛機であることを証するAMマークを遊技機に貼付することにより、善良な風俗と清浄な環境の保持を推進する。

2 販売収益の地域防犯対策への活用

県遊技組合等の社会貢献事業の一環として行うAMマーク制度の販売収益を地域防犯対策に活用する。

第6 協会運営

1 定時総会、理事会の開催

当協会の適正な運用を推進するため、定時総会、各理事会において事業、予算等の審議を実施する。

2 全国及び九州防犯協会会議等への出席

本年7月に開催予定の全国防犯協会研修会及び7月と11月に開催予定の九州防犯協会総会、研修会に出席する。

3 次世代ボランティア育成研修会への参加

本年11月に開催予定の次世代防犯ボランティア育成研修会に本県から3名出席する。

4 各地区防犯協会との連携

各地区防犯協会職員の適正な業務運営と効果的な連携を図るため、職員研修会を実施する。

5 関係機関・団体等の会議出席

県をはじめ、関係機関・団体等の会議に出席し連携を図る。

以上